

大阪公立大学附属植物園  
2024年度 共同利用・共同研究計画の提案募集

大阪公立大学附属植物園は、2022年4月に文部科学省から共同利用・共同研究拠点「過去に学び未来を拓く植物多様性保全研究・教育拠点」に認定されました。本拠点では、化石植物と現生植物を用いて「なぜ絶滅が起きるのか？」という根本的な問いに対する答えを追求し、作物を含む未来の植物多様性の確保にその成果を応用することを目指します。

2024年度も、本拠点が保有する絶滅危惧植物コレクションや圃場などの育成設備を活用し、本拠点の教員と共同して行う「植物の絶滅と保全」に関する研究提案を募集します。対象となる植物は、現生、化石、野生、栽培を問いません。植物の絶滅を引き起こす環境変動などに関する研究も対象とします。また、関連する研究集会の開催も募集します。

### 1. 申請資格

大学や研究機関などに所属する研究者（大学院生を含む）、植物園などの職員、地域で絶滅危惧植物の保全活動を行う団体の構成員・自治体の職員からの研究提案を支援の対象とします。大学院生が申請する場合は、必ず指導教員の承認を事前に得てください。なお、申請できる区分は申請者の属性によって制限がありますので、下記「3.」を参照ください。

### 2. 研究実施期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

### 3. 申請の区分

申請区分は、A. 予算支援を伴うもの、B. 予算支援を伴わないもの、に大別します。またそれぞれの区分に、以下の4つの区分を設けます。提案していただく研究・集会は、本拠点の教員と共同で行うものに限り、事前に共同研究を行う本拠点の教員と打ち合わせを必ず行ってください。下記の採択予定件数は、区分Aに関するもので、区分Bについては件数上限はありません。

#### (1) 一般共同研究（上限額 30 万円／年度・件）

申請資格：国内外の本園以外の研究機関に所属する研究者

採択予定件数：15 件程度

#### (2) 若手支援型共同研究（上限額 50 万円／年度・件）

申請資格：国内の本園以外の研究機関に所属する 35 歳以下の研究者（大学院生を含む）

※ただし常勤教職員は除く

採択予定件数：4 件程度

(3) 地域貢献型共同研究（上限 30 万円／年度・件）

申請資格：地域で絶滅危惧植物の保全活動を行う団体

採択予定件数：4 件程度

\*研究を主たる活動目的としない団体からの応募も歓迎します。その場合は、研究計画の立案を本園教員が支援いたしますので、ご相談ください。

(4) 共同利用集会（上限 20 万円／件）

申請資格：国内外の本園以外の研究機関に所属する研究者

採択予定件数：3 件程度

\*国内外の本園以外の研究機関に所属する研究者と植物園の教員とが行う研究集会を支援します。

#### 4. 応募方法

以下の書類を電子メールにてお送りください。

##### 【提出書類】

(1) 共同利用・共同研究計画提案書（様式 1）

(2) 所属機関長の承諾書（様式 2）

\*本共同研究の研究代表者（提案者）及び研究分担者は全て承諾を得るようにしてください。

\*同一機関から複数名の研究者が参加する場合は、一通にまとめてください。

(3) 参考資料(形式自由:関連する論文業績、集会のプログラムなど)

(4) 指導教員の承諾書（様式自由）

\*研究代表者並びに研究分担者に大学院生を含む場合のみ

【送付先】 E-mail: gr-bg-res@omu.ac.jp

大阪公立大学附属植物園 拠点事務担当 宛

※メールの件名に「2024 研究提案応募」と明記すること。

## 5. 応募締切

2024年1月31日(水)23:59 必着

\*締切後も共同研究提案は随時受け付けます。ただし、既支援課題の予算合計額が支援予算総額の上限に達した場合は、区分B（予算支援なし）のみ受け付けます。区分Aでの応募をご希望の場合は事前にお問い合わせください。

## 6. 選考方法

本拠点の課題選考委員会にて選考し、拠点運営委員会での審議を経て決定します。

## 7. 採否

上記「5.」に記した締切分に関しては、採否を2024年3月前半までに提案者に連絡します。援助額は希望に沿えない場合があります。

## 8. 採択後の手続き

- (1) 採択された場合、所属機関への連絡は提案者で行ってください。
- (2) 本拠点事業を活用されて発表される論文等につきましては、その旨を謝辞にてご記載いただく必要があります。採択となった場合は別途ご案内いたします。
- (3) 研究実施期間終了時（2025年3月31日）までに、共同利用・共同研究成果報告書（様式3）を拠点事務担当へ提出してください。また成果報告書の提出後に論文等が公表された場合は、拠点事務担当までご連絡ください。

## 9. その他

- (1) 本共同研究によって知的財産を創出した場合は、出願等を行う前に本園共同研究教員及び研究分担者にご連絡ください。併せて、所属機関の知財担当部署へのご連絡をお願いいたします。権利の持ち分、出願手続き等については、協議の上決定します。
- (2) 本学以外の研究参画者が研究を遂行する際に受けた損失、損害に関しては、原則として各所属機関で対応するものとし、本学は一切の責任を負いません。また、学生が共同研究に参画する場合は、傷害保険「学生教育研究災害傷害保険」等に加入させてください。

## 10. 問い合わせ先

E-mail: gr-bg-res@omu.ac.jp

\*内容に応じて、担当教職員からお返事いたします。